

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <https://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2026年(令和8年) January 1月号

新年のごあいさつ



早春

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1
 新年のごあいさつ 鹿児島県労働基準協会長…………… 2
 新年のごあいさつ 鹿児島労働局長…………… 3
【産業保健】
 転倒予防から高齢女性労働者の健康を考えてみた… 4
 鹿児島県の最低賃金 ちゃんとチェック！最低賃金… 5
 「キャリアアップ助成金」を活用して
 従業員の賃金アップを図りませんか？…………… 6～7
 育児・介護休業法及び両立支援等助成金等のご案内… 8～11

高齢者が活躍できる環境の整備
【70歳までの就業機会の確保（努力義務）】…………… 12
 令和7年11月末速報値 業種別死傷災害発生状況…………… 13
 もっと自分らしい働き方 休み方…………… 14
 労働安全衛生法に基づく各種免許試験案内（学科）…………… 15
 荷役災害防止担当者研修のご案内…………… 16
 令和7年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内…………… 17
 令和8年3月の講習開催のご案内…………… 18

さくらじま

最近、仕事の中でAIを使うことが増えてきました。私はどちらかというと新しいものが得意ではなく、最初は「本当に役に立つのかな」と疑っていました。とくに文章を書くのが苦手で、報告文や案内文を書こうとすると、いつも手が止まってしまう、それが密かなストレスでした。

ある日、思い切ってAIに文章の下書きを頼んでみたところ、思ったよりもしっかりした文章が返ってきて驚きました。ただ、少し堅かったり、自分の言い方と違ったりするので、そこは私が手を入れたいといけません。それでも

最初の形があるだけで気が楽になり、「これならなんとかなる」と思えるようになりました。もちろん、AIが変な返事をしてくることもあります。「どうしてこうなったんだろう」と首をかしげる場面もありますが、そういうところも含めて、上手につき合っていれば良いのだらうと思っています。

実を言うと、この寄稿文もAIに手伝ってもらって書いています。自分一人ではうまくまとまらなかったかもしれませんが、AIに背中を押してもらうことで、ようやく形になりました。こうして少しずつでも、仕事の中に新しい力を取り入れていければいいなと感じています。



新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
会長 大 津 学

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

日頃から、当協会の各種事業の推進につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、行政機関並びに関係団体の皆様から多大なるご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、本県の経済情勢は、急激な少子高齢化時代を迎え物価高や人手不足などの影響により厳しい状況であります
が、景気回復への兆しも見え始め期待感が高まりつつあるところです。

このような状況の中において本会の事業活動は、概ね計画どおり行うことができました。

公益事業である労働条件等の向上・改善普及啓発支援事業におきましては、あらゆる機会を通じて改正育児・介護
休業法の施行に向けた周知活動、改正労働安全衛生規則による職場における熱中症対策などの啓発活動などに取り組み
ました。

労働災害防止活動においては、第14次労働災害防止活動を踏まえた労働者が安全で健康に働くことのできる事業と
して安全週間説明会、ゼロ災KYTトレーナー研修などを通じて労働災害防止対策を行ってきましたが、依然として
多くの死傷災害が発生しており更なる労働災害防止に努めていくこととしています。

また、健康診断事業では、ヘルスサポートセンター鹿児島において施設内健康診断をはじめとし、各地の事業場を
巡回するなどしてきめ細かい健診を実施するとともに、県内市町村と連携し生活習慣病予防健診等を実施してまい
りました。

作業環境測定事業においては、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、粉じん、金属等各種の作業環境
測定や電離放射線測定を行いました。

技能講習等の安全衛生教育事業では、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所を拠点に離島を含む県内各地にお
いて各種技能講習や安全衛生教育を実施し、フォークリフトや建設機械などの運転資格、有機溶剤・特定化学物質な
ど作業主任者の養成などに努めてまいりました。

本年も関係法令の周知や啓発活動、安全衛生教育・健康診断事業等を積極的に推進し、災害のない安心・安全で健
康な職場づくりを目指していく所存でございます。

あわせて、資機材の整備やスタッフの充足を図りつつサービスの向上に努めてまいります。

会員各位をはじめ、行政後ご当局、関係機関の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

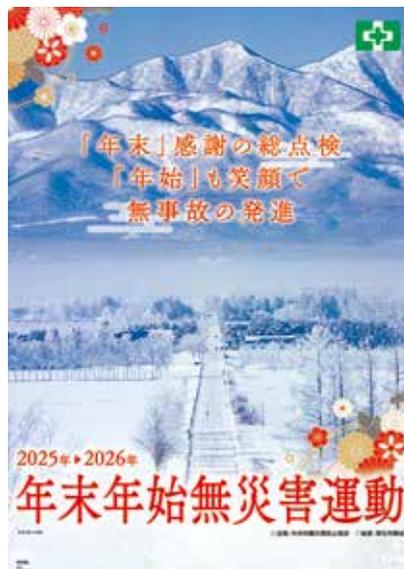
謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

令和8年元旦



会 長	大 津 学
副 会 長	水 淵 大作
副 会 長	川 内 支 部 長 桑 原 大 宏
	鹿 屋 支 部 長 下 小 野 田 志 隆
	加 治 木 支 部 長 塚 田 洋 一
	加 世 田 支 部 長 西 田 浩 二
	志 布 志 支 部 長 梶 井 聡 司
	大 島 支 部 長 有 村 忠 洋
	種 子 島 支 部 長 有 牧 義 雄
専 務 理 事	吉 本 耕 作





新年のごあいさつ

鹿児島労働局
局長 永野和則

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれましては、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施や労働災害防止のための教育・研修の開催など年間を通じて幅広い活動にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

鹿児島労働局は、県内で働いている方、働こうとしている方にさまざまなサービスを提供するとともに、事業主の方がより良い職場づくりをするための情報提供や研修会の実施、各種助成制度による支援を行っています。

本県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、足下では、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況です。

また、雇用情勢は、いずれの産業においても新規求人数が減少傾向にあることから、引き続き注視が必要と考えております。このような状況下において、鹿児島労働局では、次の4つのことに重点を置いて各種施策を進めています。

第一に、賃金引上げに向けた支援の推進等です。

昨年11月に過去最大の73円の引上げで改正された鹿児島県最低賃金（時間額1,026円）については、貴協会を始めとする関係団体や自治体とも連携を図って広報し、遵守されているか調査等に取り組んでまいります。

また、持続的な賃上げを定着させていくため、昨年度に引き続き、地方版政労使会議を開催する予定としています。

このほか、賃上げと並行し、同一労働同一賃金の更なる徹底として、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差の禁止の徹底を一層推進してまいります。加えて、短時間労働者が年収の壁（106万・130万の壁）を意識せず働くことができる環境づくりを行っていただく観点から年収の壁・支援強化パッケージの周知やキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）による支援を実施してまいります。

第二に、人手不足対策、リ・スキリングによる能力向上支援です。

事業所の魅力発信を支援し、人手不足が特に顕著な医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野などのマッチング支援の強化による人手不足対策に取り組むとともに、高齢者、障害者、若年者・新規学卒者などの多様な人材の就労・社会参加の促進に努めてまいります。

また、教育訓練給付等による労働者個々人の学び、公的職業訓練による人材の育成など、リ・スキリングによる能力向上支援に取り組んでまいります。

さらに、昨年公布された改正労働施策総合推進法の施行に向けた周知を行う等、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント等を含む総合的ハラスメント対策の推進を図るとともに、仕事と育児・介護の両立支援、男性の育児休業取得促進、女性の活躍推進についても、より良い雇用・労働環境の実現に向け、制度の周知及び中小・小規模事業者への支援を実施してまいります。

このほか、フリーランスとして働かれる方の就業環境の整備を図るため、相談対応や委託事業者に対する調査等も実施してまいります。

第三に、安全で健康に働くことができる環境づくりです。

まず、誰もが安心して働くことができる良好な職場環境実現のため、長時間労働の抑制に向けた監督指導を徹底していくとともに、労使の自主的な取組を促すことや、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する丁寧な相談・支援を行ってまいります。

また、第14次労働災害防止計画に基づき、転倒や腰痛といった行動災害対策、高齢労働者対策等を始めとする労働災害防止対策、心身の健康確保、新たな化学物質規制や石綿ばく露対策などの職業性疾病预防対策に加え、治療と仕事の両立支援等にも積極的に取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収及び電子申請等の利用促進です。

労働保険制度は、働く方のセーフティネットとしての各種施策を進めるうえでの財政基盤です。健全な運営、公平な費用負担及び労働者の福祉向上等の観点から、適正な保険料の申告・納付が行われるよう周知・広報に努めるとともに、未手続事業の一扫対策に引き続き取り組んでまいります。

また、年度更新手続等における電子申請及び労働保険料の口座振替制度の利用促進についても周知を図ってまいります。

新年においても、鹿児島労働局は、各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和8年元旦

謹んで新年のお慶びを申し上げます

令和8年元旦



鹿児島労働局

局長	永野 和則
総務部長	堀池 岳
総務課長	内野 和久
労働保険徴収室長	三角 裕二
雇用環境・均等室長	佐藤かおる
労働基準部部長	藤原 幹大
監督課長	鈴木 正臣
賃金室長	小城 太
健康安全課長	秋山 芳徳
労災補償課長	西川 絢
職業安定部部長	菅原 祐昭
職業安定課長	前野 里美
需給調整事業室長	野崎 誠
職業対策課長	末吉 淳一
訓練課長	金田 知之

鹿児島労働基準監督署署長	池濱 輝生
川内労働基準監督署署長	田原 宗治
鹿屋労働基準監督署署長	上村 一高
加治木労働基準監督署署長	山口 大輔
名瀬労働基準監督署署長	清水 孝則



転倒予防から高齢女性労働者の健康を考えてみた

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

冨宿 明子（労働衛生コンサルタント）

鹿児島県内のとある事業場の衛生管理者、衛生くん。
最近注目されている「転倒労災」について、産業医とおしゃべりしています。

衛 生；最近の安全衛生委員会では、転倒労災の話題がしょっちゅう出ますよね。

産業医；10月の全国労働衛生週間でも、転倒・腰痛予防対策は力を入れるように言われていたよね。

衛 生；どうして国はこんなに力を入れているんですかね。まあ転倒労災が増えているからなのでしょうけど。

産業医；全労働者のうち高齢女性の割合がアップしてきているからだろうね。高齢女性は転倒すると骨折しやすく、骨折すると休業日数が長引くから、労災の原因として目立つのよ。若い人であれば体のバランスを崩してもなかなか転倒にまで至らないし、男性であれば骨密度が女性と比べて高いから転倒しても骨折にまで至りにくいんだよね。とはいえ、高齢であることも女性であることも、変えることはできないから、変えられることを変えていくしかないよね。

衛 生；4Sを徹底したり、手すりを持ったり、筋トレ・ストレッチをしたり、滑りにくい靴を履いたり、時間に余裕を持ったり、って感じですよ。

産業医；すごいね、君。スラスラ出てきた。

衛 生；通路に貼ってある転倒注意のポスターを毎日見ていたら、覚えちゃいました。

産業医；あー、去年、中災防から買った、猫のヤツね。私もハンドバッグにあの猫のガチャをぶら下げて、常に安全第一を意識しているよ。私も54歳、ボチボチ骨折のお年頃だからね。産業医が、しかも労働衛生コラムで転倒予防のことを書いている人が、転倒で骨折なんかした日

にゃ、もう…。

衛 生；先生って、普段どんなことに気を付けているんですか？ 労働安全衛生の、安全っぽい対策じゃなくて、衛生っぽい対策って意味で。

産業医；週に1回、ある病院の手術室で働いているんだけど、手術室が8階にあってね、階段で一気に上がって、「定期的に運動している」ってことにしているよ。もちろん、手すりを持ってね。すごく息が上がるから、手術室のナースさんからは気持ち悪がられるけど。階段をコンコンと駆け降りて背骨に軽く衝撃を与えるっていうのも、背骨の「いつのまにか骨折」の予防にいいんだって。それと、大豆は大好きでよく食べるよ。豆腐とか油揚げとか納豆とか。納豆は常に冷凍庫に入っていて、自然解凍で食べているよ。大豆イソフラボンが腸内細菌のはたらきで女性ホルモンに似たエクオールっていうものに変化して、骨粗しょう症予防になるらしいんだけど、あまりエクオールを作らない腸内細菌の人も結構いるらしいから、思ったほど効果はないかもしれないんだけどね。まあ、好きだから食べ続けるけど。あとは、絶対に寝不足しない、っていうことかな。寝不足だとめまいがして、地震かと思って騒いだらめまいだった、なんてことも。健診の診察を担当しているときに、「忙しくて睡眠時間を確保できない」っていう60代くらいの女性受診者がよくいらっしゃるんだけど、話を聞いてみると、これって家事を他の家族と分担したり介護をプロにも任せたりすることで解決しそうだな、って感じるよ。

衛 生；なるほど！ 今日の話、母にも伝えます！

産業医；最後に、これからどんどん寒くなっていくけど、凍っているところで転倒しやすいから気を付けてね！

鹿児島県の最低賃金

ちゃんとチェック！最低賃金

地域別最低賃金

	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
鹿児島県 最低賃金	1,026円	令和7年 11月1日	鹿児島県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産 業 名	時 間 額	効力発生日	適 用 範 囲
自動車（新車） 小 売 業	1,048円	令和7年 12月28日	次に掲げる者を除く ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製 造 業	1,026円		令和7年度は改正がありません。 このため、令和7年11月1日から鹿児島県最低賃金1,026円以上の支払いが必要となります。
百貨店、 総合スーパー	1,026円		

● 特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

● 最低賃金には次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する
お問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385

川内労働基準監督署 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 0997-52-0574

賃金引上
支 援

非正規雇用労働者の基本給の引上げに
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
をご活用ください

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【お問い合わせ先】
鹿児島労働局職業対策課 099-219-5101

働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口

鹿児島働き方改革推進支援センター 0120-380-436

鹿児島労働局・労働基準監督署



「キャリアアップ助成金」を活用して 従業員の賃金アップを図りませんか？



キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」とは、有期雇用労働者等^{※1}の基本給を定める賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、助成を行う制度です。

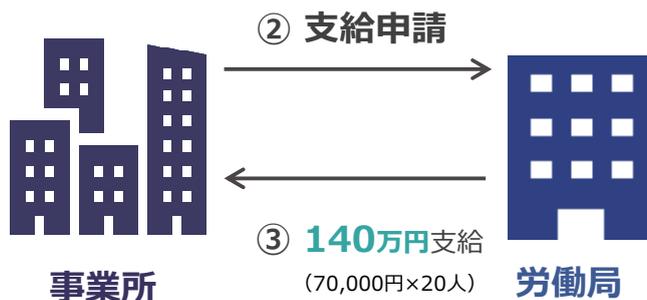
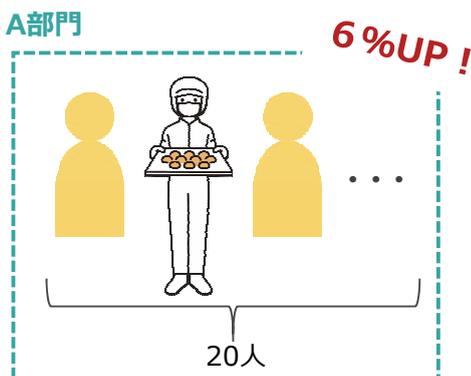
支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き上げ率 企業規模	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

助成例 中小企業の非正規雇用労働者のうち、 A部門で働く^{※3}パートタイマー20人の基本給を6%以上引き上げた場合

① 賃上げ



- ※1 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。
- ※2 賃金規定の他、「賃金テーブル」や「賃金一覧表」も増額改定の対象とみなします。
- ※3 一部の非正規雇用労働者の賃金を増額する場合には、その区分が雇用形態別または職種別、その他合理的な理由（部門別等）に基づき区分されている場合に限り、対象労働者と認めます。

キャリアアップ助成金について
(厚生労働省ウェブサイト)



支給条件の詳細等については裏面へ



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL071121 No.18

受給条件 以下の要件全てに当てはまる必要があります。

1 キャリアアップ計画の作成・提出

賃金規定等を増額改定する前日までに「キャリアアップ計画※4」を作成し、最寄りの労働局へ提出していること。

※4 労働者のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるための、今後の大まかなイメージを記載した計画のことです。

2 賃金規定等の適用

有期雇用労働者等の基本給を賃金規定等に定めていること。

3 賃金アップ（2の改定）

2の賃金規定等を3%以上増額改定し、改定後の規定に基づき6か月分の賃金を支給していること。

? 賃金規定等とは

以下のように、就業規則や労働協約において賃金額の定めがあるものです。※5

就業規則	例：第〇条（賃金） 契約社員およびパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める・・・
賃金規定	例：第〇条（賃金）賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。 第〇条（基本給）基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力および経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする
賃金一覧表	例：【等級別】1級：〇〇〇円、2級：〇〇〇円、3級：〇〇〇円 【個人別】〇〇さん：〇〇〇円、××さん：××円、△△さん：△△円（匿名でも可）

※5 既存の賃金規定等の改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、対象労働者の過去3か月の賃金実態と比較して3%以上増額していることが確認できれば助成対象になります。

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

賃金一覧表（時給換算の場合）

金額の順に一覧表を作成

すべて※6の等級の金額を3%以上となるように改定し、実際に、改訂後の基本給で給与を支給

6ヶ月分の賃金を支給した日の翌日から2ヶ月間、支給申請ができます

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も含め、全て増額改定していることが必要です。

等級	改定前時給	改定後時給
1	1,110円	1,150円
2	1,130円	1,170円
...
9	1,200円	1,240円
10	1,290円	1,330円

3%以上UP!

同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者間の不合理な待遇差は禁止されています（同一労働同一賃金）ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

事業主の皆さまへ



育児・介護休業法（令和7年10月施行部分）及び 両立支援等助成金（令和7年10月施行柔軟な働き方選択制度等支援コース）等のご案内

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などを内容とする育児・介護休業法の改正がなされました。このリーフレットでは令和7年10月からの法施行内容や両立支援等助成金の10月施行内容などについてご案内します。

令和7年10月施行の法改正内容

1. 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

事業主は、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対して、以下5つの措置の中から**2つ以上の措置を選択し講ずる必要があります。**

始業時刻等の変更の措置	次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しないこと） ① フレックスタイム制、 ② 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤制度）
テレワーク等	一日の所定労働時間を変更せず月に10日以上 時間単位 で利用できるもの
保育施設の設置運営等	保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜を供与するもの
就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇の付与（養育両立支援休暇）	一日の所定労働時間を変更せず年に10日以上 原則時間単位 で取得できるもの
短時間勤務制度	一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として**(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向確認を個別に行わなければなりません。**

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 （1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで）
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

2. 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

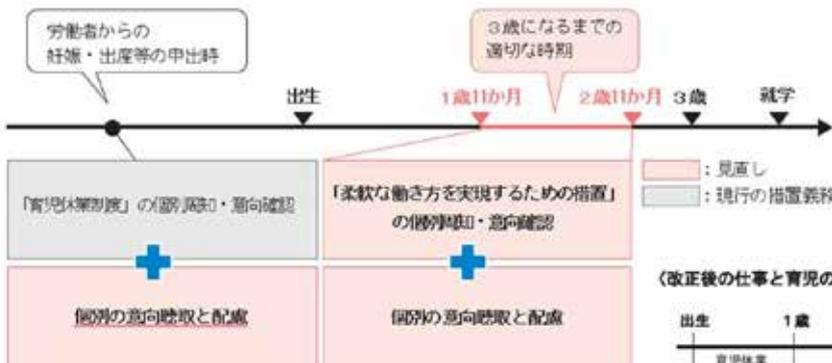
事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業及び終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

〈改正後の個別周知等の義務の概要〉



〈改正後の仕事と育児の両立に係る措置義務等の内容〉



- 改正法施行に伴い、両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）が新しくなります。
- 対象となる中小企業事業主の皆様におかれては、育休中等業務代替支援コース、出生時両立支援コースなどとともに、積極的な活用をご検討ください。

柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

令和7年10月からは

- 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し講ずる必要があることを踏まえ、



- | | |
|--|-------------|
| ① 制度（※）を 3つ導入 し、対象労働者が制度を利用した場合 | 20万円 |
| 制度（※）を 4つ以上導入 し、対象労働者が制度を利用した場合 | 25万円 |

となります。

※3歳以降小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度。

- フレックスタイム制度or時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 養育両立支援休暇制度

なお、支給対象は **1事業主5人** までです。
異なる制度を同一期間に利用した場合、利用実績を合算することはできません。

- そのほかの助成対象となる取組みについては次のとおりです。

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ② 法で求める内容を上回る有給の子の看護等休暇制度（※※）の整備 | 30万円 |
|----------------------------------|-------------|

※※子の看護等休暇（育児・介護休業法第16条の2）であって、次のいずれにも該当する制度。

- 有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）であること
- 1つの年度において10日以上が付与されるものであること
- 時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない「中抜け」ができる制度であること
- 一日の所定労働時間を変更することなく利用できるものであること

- | | |
|--|------------------------|
| ③ ①や②の制度について 中学校修了までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合 | 20万円加算 |
| ④ 育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイト上で公開した場合 | 2万円加算
(変更なし) |

育休中等業務代替支援コースの活用も併せてご検討ください

育休中等業務代替支援コースは、

- 育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当支給
 - 育休取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入をした場合の助成金です。
- 労働者が職場に気兼ねなく育休取得できるような業務体制整備に取り組む事業主を支援しています。

例えば



育休取得者の業務を代替する労働者に手当支給



- 業務体制整備経費：6万円（外部の専門事業者に委託した場合は20万円）
- 業務代替者に支給した手当の総額の3/4（上限計10万円/月、12ヶ月まで）



業務代替要員を新規雇用により確保



- 業務代替した期間に応じて、9万円～67.5万円

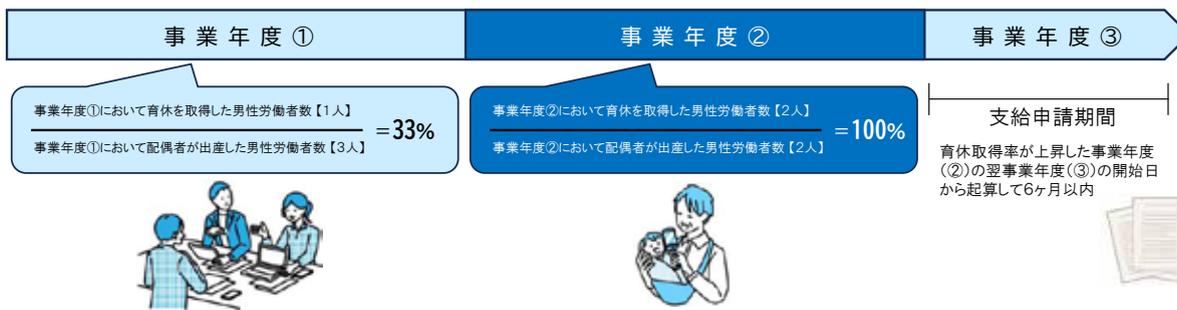
男性育休取得率アップで出生時両立支援コースが申請可能

出生時両立支援コースは、

- 出生後の8週間以内に男性労働者が育児休業を取得
- 男性の育児休業取得率の上昇等の場合の助成金です。

例えば

育休取得率「30ポイント以上UP&50%以上達成」で60万円支給



※各コースの詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、本社等所在地を管轄する都道府県労働局（申請先）へお問い合わせください。

【高年齢者雇用】 ～高年齢者が活躍できる環境の整備～

【70歳までの就業機会の確保（努力義務）】

鹿児島労働局職業対策課

事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

65歳までの雇用機会の確保（義務）

70歳までの就業機会の確保（努力義務）



↑「高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～」厚生労働省ホームページ

働く意欲のある高年齢者が年齢に関わりなく本人の希望や能力に応じて活躍できる環境を整備し、継続雇用後の賃金については、継続雇用されている高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮して業務内容に応じた適切なものとなるよう努める必要があります。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年10月分】

県内有効求人倍率 1.01倍（前月比0.04P減少）
 全国平均有効求人倍率 1.18倍（前月比0.02P減少）

県内正社員有効求人倍率 1.00倍（前年同月比0.05P減）
 全国正社員有効求人倍率 1.00倍（前年同月比0.03P減）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金を活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する人材開発支援助成金（人材育成支援コース）が活用できます。

人材育成訓練：職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練（OFF-JT）

有期実習型訓練：正社員経験の少ない有期契約労働者等を正社員等に転換するための訓練（OFF-JT+OJT）

訓練メニュー		経費助成率	賃金助成額 (1人1時間当たり)	OJT実施助成額 (1人1コース当たり)
人材育成訓練	正規雇用労働者等	45% (30%)	800円(400円)	-
	有期契約労働者等	70%		-
有期実習型訓練		75%		10万円 (9万円)

※（ ）は大企業の助成率・助成額です。※経費助成額は上限あり。
 【お問い合わせ先】職業対策課助成金第2係 ☎099-219-5101



令和7年11月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種	年	令和7年		令和6年		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		1,824	10	1,877	16	-53	-6	-2.8%	-37.5%
1 製造業		357	1	339	5	18	-4	5.3%	-80.0%
1 食料品製造業		211		219	3	-8	-3	-3.7%	-100.0%
4 木材・木製品製造業		18	1	20	1	-2		-10.0%	
9 窯業土石製品製造業		14		15	1	-1	-1	-6.7%	-100.0%
11～12 金属製品製造業		19		22		-3		-13.6%	
13～15 機械器具製造業		32		31		1		3.2%	
上記以外の製造業		63		32		31		96.9%	
2 鉱業		7		2		5		250.0%	
3 建設業		262	2	278	6	-16	-4	-5.8%	-66.7%
1 土木工事業		100	2	102	5	-2	-3	-2.0%	-60.0%
2 建築工事業		123		127	1	-4	-1	-3.1%	-100.0%
3 その他の建設業		39		49		-10		-20.4%	
4 運輸交通業		186	1	178	1	8		4.5%	
1 鉄道・航空機業		2		2					
2 道路旅客運送業		16	1	15		1	1	6.7%	
3 道路貨物運送業		167		161	1	6	-1	3.7%	-100.0%
4 その他の運輸交通業		1				1			
5 貨物取扱業		16		21	1	-5	-1	-23.8%	-100.0%
1 陸上貨物取扱業		2		8		-6		-75.0%	
2 港湾運送業		14		13	1	1	-1	7.7%	-100.0%
6 農林業		93	2	93	2				
1 農業		54	1	50	1	4		8.0%	
2 林業		39	1	43	1	-4		-9.3%	
7 畜産・水産業		62		109		-47		-43.1%	
8 商業		238	1	238			1		
1 卸売業		35		45		-10		-22.2%	
2 小売業		178	1	174		4	1	2.3%	
3 理美容業		3		1		2		200.0%	
4 その他の商業		22		18		4		22.2%	
9 金融・広告業		16		15		1		6.7%	
11 通信業		24		19		5		26.3%	
12 教育・研究業		15		13		2		15.4%	
13 保健衛生業		313		313					
1 医療保健業		127		122		5		4.1%	
2 社会福祉施設		179		184		-5		-2.7%	
3 その他の保健衛生業		7		7					
14 接客娯楽業		96		95		1		1.1%	
1 旅館業		23		25		-2		-8.0%	
2 飲食店		52		50		2		4.0%	
3 その他の接客娯楽業		21		20		1		5.0%	
上記以外の事業		139	3	164	1	-25	2	-15.2%	200.0%
10 映画・演劇業									
15 清掃・と畜業		77	3	89		-12	3	-13.5%	
16 官公署									
17 その他の事業		62		75	1	-13	-1	-17.3%	-100.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		169		169	1		-1		-100.0%
第三次産業（8～17）		841	4	857	1	-16	3	-1.9%	300.0%

① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ③ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ④ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

もっと自分らしい Refresh! 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

年休とってほっとひとやすみ

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL：099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

令和8年度



協会シンボルマーク

労働安全衛生法に基づく 各種免許試験案内(学科)

公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
電話 0942-43-3381 F A X 0942-44-0844
協会HP <https://www.exam.or.jp/>

令和8年4月から令和9年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

1 学科試験日時

試験開始時刻15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

試験の種類	試験月	上期日程						下期日程						試験開始時刻	試験終了時刻	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
特級ボイラー技士								26							10:00	16:10
一級ボイラー技士				4			3					21		12	12:30	16:30
二級ボイラー技士		9	26	11	9	5	28	14	11	9	12	2	5	13:30	16:30	
☆特別ボイラー溶接士						25					22			13:30	16:00	
☆普通ボイラー溶接士						25					22			13:30	16:00	
ボイラー整備士				10								15		13:30	16:00	
☆運 転 士 ☆ ク レ ン ・ テ リ ッ ク 士	限定なし	16	15	17	23	12	9	7	6	2	20	26	4	13:30	16:00	
	クレーン限定	16	15・27	17	23	12	9	7	6	2	20	26	4			
	床上運転式限定	16						7								
	限定免許解除試験							7								13:30
☆移 動 式 ク レ ン 運 転 士			21		3		2		4		15		11	13:30	16:00	
☆揚 貨 装 置 運 転 士		10												13:30	16:00	
発 破 技 士				5							3			13:30	15:30	
ガ ス 溶 接 作 業 主 任 者				5							3			13:30	16:30	
林 業 架 線 作 業 主 任 者				5							3			13:30	16:30	
第 一 種 衛 生 管 理 者	8・21	18・28	9・25	2・22	6・27	8・29	6・22	12・24	8・17	18・25	4・17	6・17・25	13:30	16:30		
第 二 種 衛 生 管 理 者	8・21	18・28	9・25	2・22	6・27	8・29	6・22	12・24	8・17	18・25	4・17	6・17・25				
高 圧 室 内 作 業 主 任 者			13											12:30	16:30	
エ ッ ク ス 線 作 業 主 任 者			19			15			20		19			12:30	16:30	
ガ ン マ 線 透 過 写 真 撮 影 作 業 主 任 者			13											12:30	16:30	
潜 水 士		23		3	16		24					8		12:30	16:30	

- (注) 1 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。
 2 ☆印は学科試験合格後に実技試験があります。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をお読みください。)
 3 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。
 4 3月6日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。
 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験及び床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定免許解除試験は15:30です。

◎ 令和8年度地区出張特別試験について (令和8年4月以降順次公表いたします。)
 各地区での実施予定、受付方法等については当センターホームページで確認してください。
 受付方法(申請書提出先・受付期間)等が異なりますので、受験を希望される方は別途作成の「出張特別試験案内」をお読みください。なお、当センターホームページからもダウンロードすることができます。

厚生労働省補助事業

陸災防からのお知らせ

荷役災害防止担当者研修

（陸運事業者・荷主等向け）

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和8年 2月4日水 13:00-17:00

開催場所 鹿児島県トラック協会研修センター
（住所 鹿児島市西別府町2941-19）

定 員 50名（先着順です）

内 容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる（陸運事業者・荷主等向け）
荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防鹿児島県支部までFAXまたは右記QRコードからお申込みください。なお、受講票等は送付いたしません。
申込締切は、令和8年1月23日(金)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。



受講証明 受講者には、受講証明書をお渡しします。なお、遅刻、途中退席、特段の理由なく離席等された場合などは、受講証明書は交付いたしませんので、予めご了承ください。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）鹿児島県支部 TEL：099-821-5867

（切り取らずにそのままご送信ください。）

参加申込書

FAX：099-821-5868

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種：)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 - 電話番号 () - - ご担当者		

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。

令和7年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
後援 厚生労働省 鹿児島労働局（予定）

誰しものが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。
鹿児島県内における労働災害は、長期的には減少傾向にあるものの、死亡者数、休業4日以上の死傷者数は近年増減を繰り返しています。（令和6年は死傷者数2,157人で前年比83人の減少、死亡者数は19人で前年比5人の増加となりました）。
事故の型別では、全産業を通じて転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作等が主な要因となっています。また、年齢別では50歳以上が全体の57%を占めています。
鹿児島労働局では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画を策定し、死亡災害を5%以上減少、死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ毎年漸減することを目標としています。
本会では、このような状況に鑑み、労働災害防止に向けて下記により研修会を開催することに致しました。経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

記

期 日	令和8年2月19日（木） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定 【開場・受付は、12時45分からです。】
会 場	鹿児島市国際交流センター 多目的ホール 鹿児島市加治屋町19-18 ※公共交通機関をご利用下さい。
講演内容	講演Ⅰ 最近の安全衛生行政について （13：35～14：20 45分） 講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課 課長 秋山 芳徳 氏 講演Ⅱ 「100年ライフ」安全・健康に働く！～高齢労働者の安全衛生について～ （14：30～16：00 90分） 講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター 安全管理士 池川 哲司 氏
参加費	無料 （先着順で定員150名になり次第締め切らせていただきます。）
申込方法	下記申込書により 令和8年2月5日（木） までにメール又はFAXでお申込みください。 受付印を押印後、返信致します。 （公社）鹿児島県労働基準協会 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

※切り取らずに送付ください。また、受講案内は致しませんので当日直接会場へお越しください。

【申し込み専用メール】 info-kenshu@kakikyo.or.jp

【FAX番号】 099-226-3622

令和7年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名					
所在地	〒		電話番号 ()		
ご担当者			FAX番号 ()		
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号		
	受付番号		受付番号		

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

令和8年3月 講習開催のご案内（1月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）		問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部 詳細はホームページをご参照ください https://www.kakikyo.or.jp/seminar/		QRコード	
講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 3/2～6	1/5	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
		【科目免除者】 3/2～3		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	
	玉 掛 け	3/2～4	1/5	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
				【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	3/5～6	1/5	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/9～13	1/13	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者
【科目免除者】 3/9～10		【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタピラ車限定を除く)	
車両系建設機械運転 (解体用)	3/16	1/19	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者	
ガ ス 溶 接	3/17～18	1/19	会員 11,550円 一般 11,880円		
その他	職 長 教 育	3/9～10	1/13	会員 12,980円 一般 16,280円	

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
 2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
 3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
 4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
 5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

令和8年2月 講習開催のご案内（1月Web申込開始分）

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）		詳細はホームページをご参照ください https://www.kakikyo.or.jp/asbestos/		QRコード	
講習日	Web 申込期間	受講料テキスト代 (消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
2/5～6	1/7～9	38,280円	1/14	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

- 〈備考〉 1 受講資格が必要です。
 2 Web申込時は顔写真、本人確認書類、資格を証する書類等の準備が必要です。
 3 Web申込は受付開始日以降に可能となります。受付時間は終日（0:00～24:00）です。
 4 定員（70名）に達した場合はWeb申込は終了となります。
 5 詳細につきましては、ホームページ『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）Web申込』をご覧ください。

令和7年度

年末年始無災害運動

年末年始無災害運動標語

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

実施期間：令和7年12月1日～令和8年1月15日

主唱者：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省